

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	放射性廃棄物処理建屋1階の廃液濃縮器廻りにおいて、濃縮器及び配管の保温材の一部に破損が認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
2	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（42-47）の点検時、アキュームレーター窒素ガス充填弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	原子炉保護系インターロック機能検査（運11）における検査成績書作成時、成績書フォーマットに誤記が認められたため、当該成績書を改訂・対応検討	D	
4	1号機	活性炭ホールドアップ装置気水分離器（B）出口弁の点検において、弁棒に摩耗が認められたため、当該弁棒を交換	D	
5	1号機	原子炉格納容器真空破壊弁機能検査（R1）時、検査準備手順において、検査要領書と相違のあることが認められたため、対応検討	B	11月22日再審議にてグレード変更 C → B
6	1号機	取水路のスクリーン前後の水位差指示計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
7	1号機	活性炭ホールドアップ装置共用空気圧縮機ドレンセパレータタンクにおいて、圧力指示計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
8	2号機	原子炉格納容器酸素濃度分析用サンプルポンプ（B）起動操作時、運転不能であることが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
9	3号機	所内ボイラ給水薬液注入タンクブロー弁等（2台）において、操作ハンドルの外れ等が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	3号機	タービン保安日誌において、H16年12月～H19年3月までの発電時間等のデータに誤記（他1件）が認められたため、当該データを訂正及び対応検討	C	
11	4号機	連続ダスト放射線モニタ装置において、原子炉建屋系ダストサンブラ全チャンネル（11箇所）に集塵測定の停止事象が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理	D	
12	4号機	主発電機固定子冷却水装置フィルタ差圧計の点検時、指示値に精度外が認められたため、当該計器を交換	D	
13	4号機	非常用ディーゼル発電機（4A）機関清水ドレン弁において、シートパス（1滴/2分程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	非常用ディーゼル発電機室屋上排気ファン（HV R-8）排気口の逆流防止ダンパにおいて、カウンタウエイトの脱落が認められたため、対応検討	C	
15	5号機	廃棄物処理系シャワードレンタンク（A）レベル計において、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
16	5号機	燃料プール冷却材浄化系ろ過脱塩器逆洗水元弁の空気駆動部において、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	6号機	残留熱除去ポンプ（B）室の局所空調機冷却水入口配管ドレン弁及び残留熱除去ポンプ（B）モータークーラー出口冷却水配管ドレン弁において、シートパス（にじみ程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	6号機	取水設備洗浄エリア洗浄水配管ドレン弁において、シートパス（連続滴下）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	6号機	原子炉ウェルライナードレンと燃料プールライナードレンの漏えい検出レベルスイッチにおいて、現場計器の取付位置に相違が認められたため、対応検討	B	
20	集中環境施設	計器設定に関する確認において、洗濯廃液系タンク液位記録計等（2台）の計器仕様表記載の型式番号に誤記が認められたため、対応検討	C	
21	集中環境施設	再生廃液濃縮器復水器（B）の液位計において、汚れが認められたため、当該液位計を点検・清掃	D	
22	その他	運用補助建屋プロセス放射線モニタ機能検査において、成績書の確認事項に警報名称の記載漏れが認められたため、当該成績書に追記し検査を終了	D	
23	その他	使用済燃料輸送容器において、リークチェック用開口部の「仮蓋」に、アスベストを含有しているグランドパッキングが使用されていることが認められたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで